

# 人事行政の運営等の状況

平成29年3月

橋本市

# 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用者数 (平成28年4月1日付) (単位：人)

職種		採用者数
橋本市	事務職	0
	土木職	2
	保健師	1
	消防職	5
	指導主事	0
	一般任期付職員	1
	特定任期付職員	1
	小計	12
橋本市民病院	事務職	3
	医師	11
	看護師	8
	助産師	1
	薬剤師	3
	理学療法士	7
	臨床工学技士	2
	臨床検査技師	1
	作業療法士	1
	言語聴覚士	1
	小計	38
合計	50	

(平成27年度：平成27年4月1日～平成28年3月31日) (単位：人)

職種		採用者数
橋本市	事務職	14
	土木職	1
	保健師	2
	消防職	5
	指導主事	2
	一般任期付職員	2
	特定任期付職員	1
	小計	29
橋本市民病院	事務職	
	医師	16
	看護師	33
	助産師	1
	薬剤師	2
	理学療法士	6
	臨床工学技士	1
	臨床検査技師	
	作業療法士	
	言語聴覚士	
	小計	59
合計	88	

(2) 退職者数 (平成27年度)

(単位：人)

職 種	区 分	合計	定年退職	勸奨退職	普通退職		そ の 他			
					在職期間の 通算を伴う 退職等	分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職	
橋本市	事務職	8	5	2	1					
	技術職	4	4							
	保健師	1		1						
	消防職	1	1							
	保育士	1	1							
	幼稚園教諭	1	1							
	技能労務職	2	2							
	小計	18	14	3	1					
橋本市民病院	事務職	1			1					
	医師	18			18	5				
	看護師	24		1	23					
	助産師	1			1					
	薬剤師	1		1						
	理学療法士	1			1					
	臨床工学技士	0								
	臨床検査技師	1			1					
	作業療法士	1			1					
	言語聴覚士	0								
	小計	48	0	2	46	5				
合計	66	14	5	47	5					

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成28年	平成27年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	5	5	—	退職者の不補充、機構改革による  退職者の不補充、民間委託など 退職者の不補充による  業務量の増加による 事務の統廃合縮小による
		総 務	89	92	-3	
		税 務	32	33	-1	
		民 生	90	93	-3	
		衛 生	43	46	-3	
		労 働	—	—	—	
		農 林 水 産	29	29	—	
		商 工	18	15	3	
		土 木	56	57	-1	
	計	362	370	-8	<参考> 人口1万人当たり職員数 55.62 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 47.60 人)	
	教育部門	71	70	1	業務量の増加による	
	消防部門	72	67	5	業務量の増加による	
	小 計	505	507	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.59 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 61.53 人)	
公営企業等会計部門	病 院	324	313	11	地域包括ケア病棟開設による増員	
	水 道	22	26	-4	退職者の不補充、民間委託など	
	下 水 道	16	17	-1	事務事業の縮小による	
	そ の 他	27	27	—		
	小 計	389	383	6		
合 計		894	890	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 137.36 人	
		[ 1,081 ]	[ 1,081 ]	[ 0 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

## (4) 級別職員数等の状況

等級及び職制上の段階ごとの職員数

(平成28年4月1日現在)

## ① 行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務		人	%	内訳		職制上の段階		
					職名	人	人	%	段階
1級	規則	主事及び技師の職務又はこれに相当するもの として規則で定める職務	45	7.7	主事	41	179	30.6	一般級
		技師			4				
		計			45				
		1 主事及び技師の職務							
		2 消防士の職務							
2級	規則	副主査の職務又はこれに相当するものとして 規則で定める職務	82	14.0	副主査	82			
		計			82				
		1 副主査の職務							
		2 消防副士長の職務							
		3 困難な業務を行う保育所の保育士の 職務							
3級	規則	主査の職務又はこれに相当するものとして 規則で定める職務	52	8.9	主査	48			
		副主任保育士			2				
		技術員			1				
		公務員			1				
		計			52				
4級	規則	係長及び主任の職務又はこれに相当するもの として規則で定める職務	73	12.5	係長	12	73	12.5	係長級
		主任			48				
		主任教諭			2				
		副主任保育士			6				
		指導員			5				
5級	規則	課長補佐及び副主幹の職務又はこれに相当する ものとして規則で定める職務	243	41.5	課長補佐	40	243	41.5	課長補佐級
		室長補佐			8				
		館長補佐			1				
		議会事務局次長補佐			1				
		班長			4				
		園長			6				
		調理長			1				
		副主幹			129				
		主任教諭			9				
		主任保育士			18				
		専門員			26				
		計			243				
		1 課、室、所、館、場及びセンターの 長の補佐の職務							
2 消防署の副署長の職務									
3 消防署の班長の職務									
4 議会事務局次長の補佐の職務									
5 選挙管理委員会、農業委員会及び監 査委員の事務局の長の補佐の職務									
6 保育所の園長の職務									
7 幼稚園の園長の職務									
8 給食センターの調理長の職務									
9 副主幹の職務									
10 専門員の職務									
11 困難な業務を行う保育所の主任保育 士の職務									
12 困難な業務を行う幼稚園の主任教諭 の職務									
13 教育委員会の指導主事の職務									

6級	規則	参事、部次長及び課長の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務	78	13.3	参事	9	78	13.3	課長級
		1 参事の職務			消防本部次長	1			
		2 消防本部次長の職務			課長	27			
		3 課、室、所、館、場及びセンターの長の職務			室長	2			
		4 消防署の署長の職務			所長	1			
		5 選挙管理委員会、農業委員会及び監査委員の事務局の長の職務			館長	1			
		6 部次長の職務(教育次長の職務代理者の職務を含む。)			センター長	3			
		7 福祉事務所次長の職務			消防署長	2			
		8 議会事務局次長の職務			事務局長	1			
		9 市民病院事務局次長の職務			部次長	3			
		10 主幹の職務			事務局次長	1			
		11 教育委員会の主任指導主事の職務			主幹	22			
					主任指導主事	5			
					計	78			
7級	規則	理事及び部長の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務	12	2.1	危機管理監	1	12	2.1	部長級
		1 理事の職務			部長	6			
		2 危機管理監の職務			会計管理者	1			
		3 部長の職務			消防長	1			
		4 会計管理者の職務			議会事務局長	1			
		5 福祉事務所長の職務			教育部長	1			
		6 消防長の職務			参事	1			
		7 議会事務局長の職務			計	12			
		8 教育次長の職務							
		9 市民病院事務局長の職務							
合計			585						

## ② 医療職給料表(1)

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	人	%	内訳		職制上の段階		
				職名	人	人	%	段階
1級	臨床研修医及び臨床研修歯科医師の職務	0	0.0					
2級	副医長、診療部の医師及び歯科医師の職務	11	23.4	診療部の医師	11	11	23.4	一般級
				計	11			
3級	規則	15	31.9	医長	9			
				2 相当な経験を必要とする業務を行う副医長の職務	副医長			
				計	15			
4級	規則	17	36.2	診療部長	16	17	36.2	課長級
				1 診療部長、診療技術部長、地域医療部長、健診センター長及び循環器センター長の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務	副診療部長			
				計	17			
5級	院長及び副院長の職務	4	8.5	院長	1	4	8.5	部長級
				院長代理	1			
				副院長	2			
				計	4			
合計		47						

## ③ 医療職給料表(2)

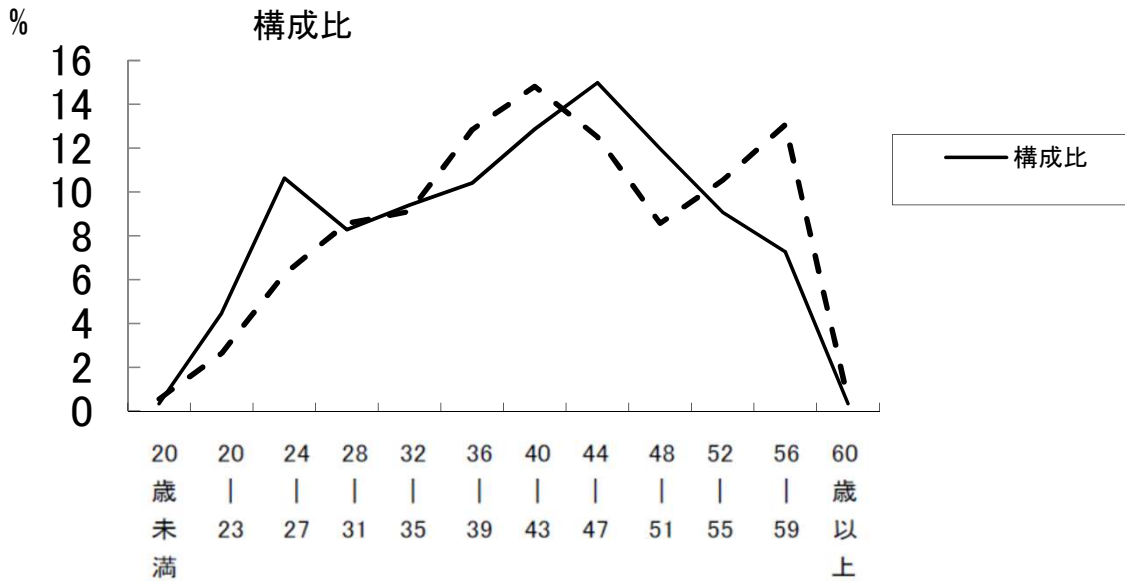
区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	人	%	内訳		職制上の段階		
				職名	人	人	%	段階
1級	マッサージ師の職務	0	0.0					
2級	1 薬剤師の職務	27	37.5	薬剤師	4	27	37.5	一般級
				2 診療技術部の技師、栄養管理士、理学療法士、言語聴覚士、歯科技工士及び臨床工学技士の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務	管理栄養士			
				理学療法士	15			
				言語聴覚士	1			
				臨床工学技士	3			
				作業療法士	2			

	規則	学療法士、言語聴覚士、歯科技工士、臨床工学技士及び作業療法士の職務 3 相当な経験を必要とする業務を行うマッサージ師の職務			臨床検査技師	1				
					計	27				
3級	規則	診療技術部の指導員の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務 1 診療技術部の指導員の職務 2 相当な技術と経験を必要とする業務を行う療技術部の技師、栄養管理士、理学療法士、言語聴覚士、歯科技工士、臨床工学技士、作業療法士及びマッサージ師の職務 3 高度な技術と経験を必要とする業務を行うマッサージ師の職務	13	18.1	指導員	13		34	47.2	係長級
					計	13				
4級	規則	診療技術部の主任の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務 1 診療技術部の主任の職務 2 高度な技術と経験を必要とする業務を行う指導員の職務	17	23.6	主任 指導員	15 2				
					計	17				
5級	規則	薬局次長及び副技師長の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務 1 薬局次長及び副技師長の職務 2 高度な技術と経験を必要とする業務を行う主任の職務	11	15.3	主任 副技師長 副薬剤部長	4 6 1		7	9.7	課長 補佐級
					計	11				
6級	規則	副診療技術部長、薬局長及び技師長の職務 1 副診療技術部長の職務 2 薬局長及び技師長の職務	4	5.5	技師長	4		4	5.6	課長級
					計	4				
合計			72							

#### ④ 医療職給料表（3）

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	人	%	内訳		職制上の段階		
				職名	人	人	%	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0					
2級	看護部の助産師及び看護師の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務 1 看護部の助産師及び看護師の職務 2 相当な技術と経験を必要とする業務を行う准看護師の職務	54	28.7	助産師	3	142	75.5	一般級
				看護師	50			
				准看護師	1			
				計	54			
3級	看護部の指導員の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務 1 看護部の指導員の職務 2 相当な技術と経験を必要とする業務を行う助産師及び看護師の職務 3 高度な技術と経験を必要とする業務を行う准看護師の職務	51	27.1	助産師	2			
				看護師	48			
				准看護師	1			
				計	51			
4級	主任看護師の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務 1 主任看護師の職務 2 相当な技術と経験を必要とする業務を行う指導員の職務 3 高度な技術と経験を必要とする業務を行う助産師及び看護師の職務	54	28.7	助産師	2	20	10.7	係長級
				看護師	35			
				主任看護師	17			
				計	54			
5級	副看護師長の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務 1 副看護師長の職務 2 高度な技術と経験を必要とする業務を行う主任看護師の職務	15	8.0	主任看護師	3	12	6.4	課長 補佐級
				副看護師長	12			
				計	15			
6級	看護部長、副看護部長、看護師長及び地域医療連携室長の職務 1 看護部長及び副看護部長の職務 2 看護師長及び地域医療連携室長の職務	14	7.4	看護師長	11	13	6.9	課長級
				副看護部長	2			
				副院長	1	1	0.5	部長級
				計	14			
合計		188						

(5) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	3人	40人	95人	74人	84人	93人	115人	134人	107人	81人	65人	3人	894人

(6) 職員数の推移

部門別	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	408	400	399	387	370	362	△ 46 ( △ 12.7 % )
教育	84	80	73	68	70	71	△ 13 ( △ 18.3 % )
消防	64	65	66	66	67	72	8 ( 11.1 % )
普通会計	556	545	538	521	507	505	△ 51 ( △ 10.1 % )
公営企業等会計	355	346	357	365	383	389	34 ( 8.7 % )
総合計	911	891	895	886	890	894	△ 17 ( △ 1.9 % )

(注) 1 各年における定員管理調査において部門別職員数。

## 2 職員の人事評価の状況

### (1) 被評価者及び評価者 (病院企業職員除く)

被評価者	第1評価者	第2評価者	調整評価者
部長等	副市長又は教育長	—	市長
参事・課長等	部長等	—	副市長又は教育長
主幹	課長等	部長等	副市長又は教育長
課長補佐等	課長等	—	部長等
副主幹等	課長補佐等	課長等	部長等
係長	課長補佐等	課長等	部長等
主任等	係長	課長等	部長等
主査・副主査・主事等	係長	課長等	部長等

### (2) 評価期間

業績評価 : 上期 4月1日～9月30日、下期 10月1日～3月31日

能力評価 : 上期 4月1日～9月30日、下期 10月1日～3月31日



### 3 職員の給与の状況

#### (1) 総括

##### ① 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成26年度の人件費率
27年度	人 65,084	千円 26,711,893	千円 329,135	千円 4,578,424	% 17.1%	% 18.6

##### ② 職員給与費の状況（普通会計決算）

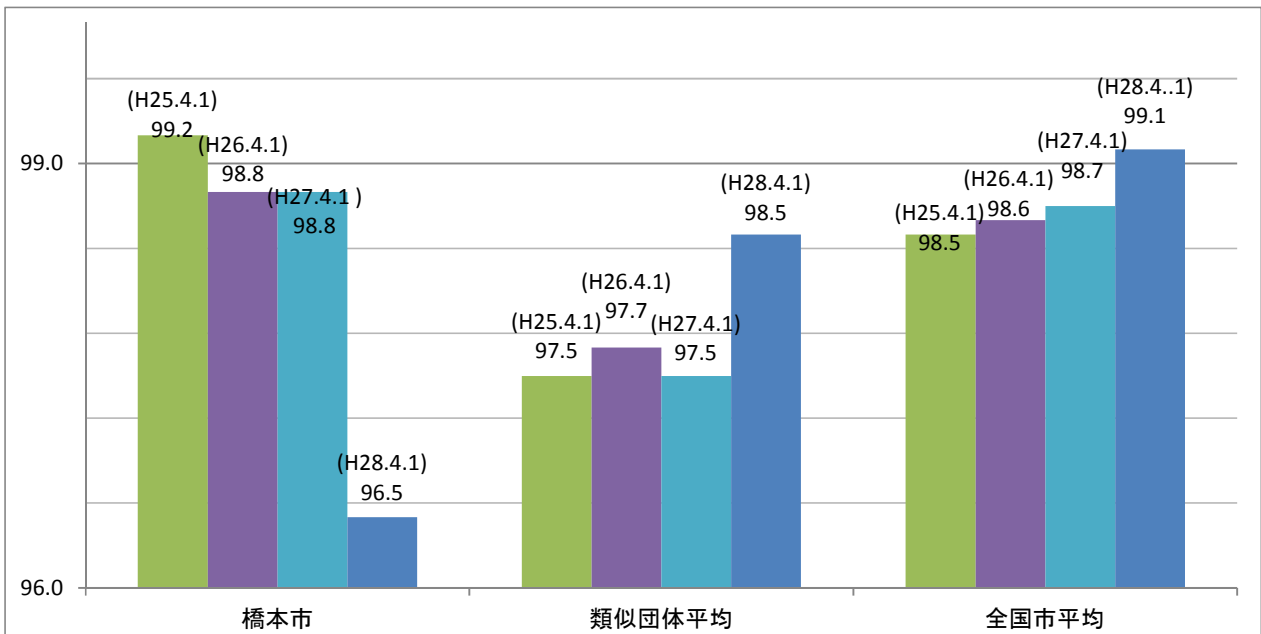
区分	職員数 A	給与				計 B	(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			千円	千円
27年度	人 507	千円 1,944,351	千円 516,414	千円 782,687	千円 3,243,452	千円 6,397	千円 6,128	

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。

3 給与については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

##### ③ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 平成25年は国家公務員の次元的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数  
(平成28年4月1日現在)

91.7

(注) H28.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

#### ④ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

##### ア 給料表の見直し

平成27年4月1日から、一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げた。

他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

経過措置として、平成30年3月31日までの3年間の経過措置（現給保障）を実施。

##### イ 地域手当の見直し

平成27年4月1日から段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点及び給与改定後の平成27年4月に遡及した支給割合は、次のとおり。

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%
橋本市の支給割合	3%	4%	5%	6%

※ 平成28年度の支給割合については6%であるが、橋本市においては、(5)特記事項にあるとおり給与減額により0.7%の支給とする。

##### ウ その他の見直し

- ・ 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

#### ⑤ 特記事項

（給与減額の状況）

- ・ 平成28年度は以下のとおり給与減額を行なっています。

給与減額対象		減額実施期間
病院企業職員を除く正規職員		平成28年4月1日～平成33年3月31日の5年間を予定
減額措置の内容		
(給料) 特別職	10%減額	(手当) 一般職の管理職手当 10%減額
一般職 7級	5%減額	一般職の地域手当 6%支給のところを0.7%支給
6級	4%減額	給料月額及び地域手当を算出根拠とする諸手当
5級	3%減額	(時間外勤務手当、夜間勤務手当、期末・勤勉手当)

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成28年4月1日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
橋本市	42.9 歳	316,788 円	366,162 円	341,388 円
和歌山県	43.5 歳	333,359 円	412,524 円	373,411 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.4 歳	311,635 円	393,991 円	358,378 円

イ 技能労務職

区 分	公務員				民間			参 考 A / B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (B)	平均給与月額 (B)		
橋本市	49.3 歳	38 人	355,081 円	385,426 円	369,015 円	—	—	—	—
うち 清掃職員	49.8 歳	15 人	362,572 円	408,172 円	381,932 円	廃棄物処理従業員	45.3 歳	290,300 円	1.41
うち 調理員	49.1 歳	13 人	353,139 円	376,285 円	362,747 円	調理士	44.7 歳	225,500 円	1.67
うち 学校給食員	50.6 歳	5 人	354,819 円	376,879 円	368,459 円	—	— 歳	— 円	—
うち 校務員	49.5 歳	7 人	351,218 円	363,818 円	359,518 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	1.82
うち 自動車運転手	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うち 電話交換手	— 歳	0 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うち 施設等管理職員	— 歳	2 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
和歌山県	55.6 歳	42 人	331,016 円	361,205 円	351,481 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	50.0 歳	29 人	327,544 円	384,993 円	362,464 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
橋本市	—	—	—
うち 清掃職員	6,565,664 円	3,968,100 円	1.65
うち 調理員	6,183,020 円	3,002,100 円	2.06
うち 学校給食員	6,190,148 円	— 円	—
うち 校務員	6,033,416 円	2,732,900 円	2.21
うち 自動車運転手	— 円	— 円	—
うち 電話交換手	— 円	— 円	—
うち 施設等管理職員	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成24年～26年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※個人情報保護の観点から、職員数が1人及び2人の項目は省略しています。

ウ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
橋本市	49.3 歳	362,265 円	389,414 円
和歌山県	43.7 歳	362,406 円	408,466 円
類似団体	40.3 歳	309,846 円	354,823 円

エ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
橋本市	36.0 歳	275,974 円	342,212 円	303,134 円
和歌山県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	38.3 歳	294,478 円	383,561 円	340,200 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベースで(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

② 職員の初任給の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分		橋本市	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	183,300 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	149,000 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	144,600 円	146,700 円	—
	中学卒	—	134,000 円	—
教育職	大学卒	176,700 円	204,700 円	—
	高校卒	—	—	—
消防職	大学卒	183,300 円	—	—
	高校卒	149,000 円	—	—

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成28年4月1日現在)

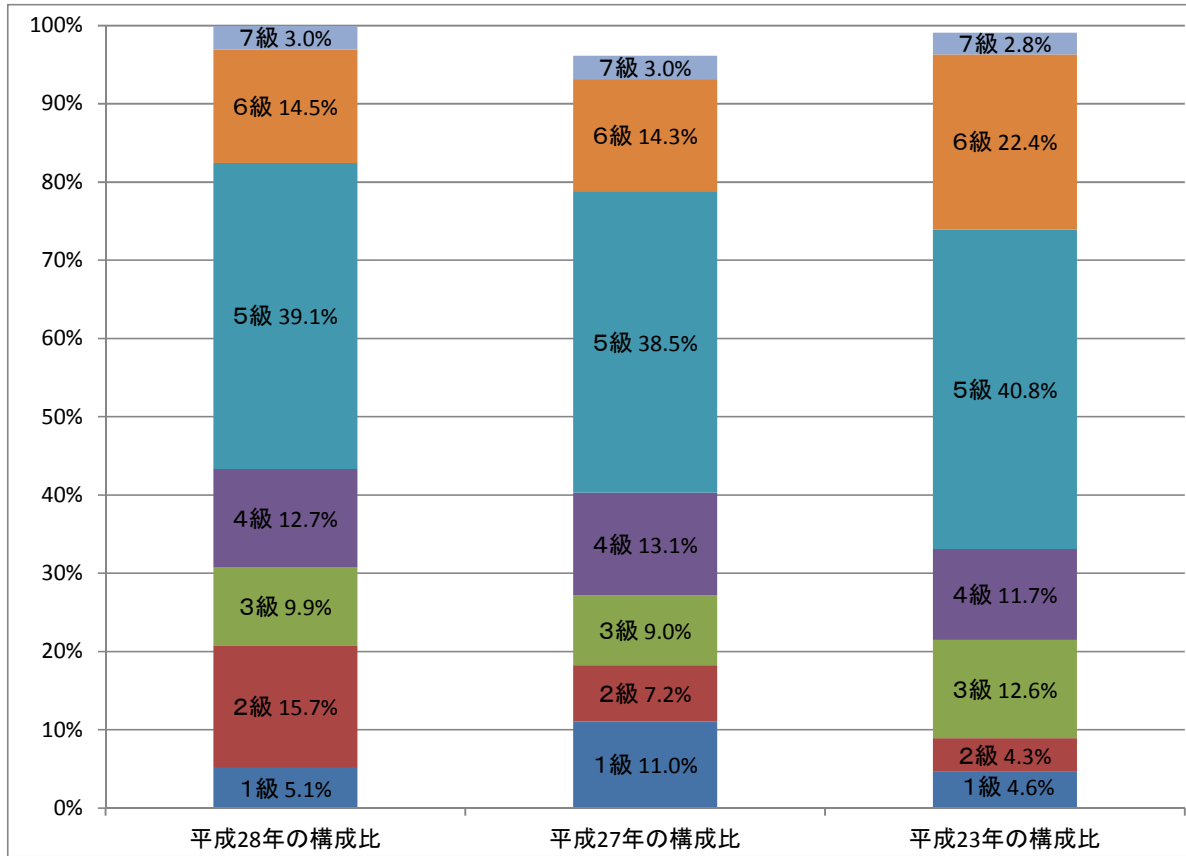
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	250,800 円	352,200 円	374,900 円	386,200 円
	高校卒	211,100 円	300,400 円	352,200 円	374,900 円
技能労務職	高校卒	211,100 円	300,400 円	352,200 円	374,900 円
	中学卒	—	—	—	—
教育職	大学卒	250,800 円	352,200 円	374,900 円	386,200 円
	高校卒	—	—	—	—
消防職	大学卒	257,800 円	358,900 円	377,500 円	387,700 円
	高校卒	218,100 円	308,400 円	358,900 円	377,500 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主 事	17 人	5.1 %	140,100 円	246,100 円
2 級	副 主 査	52 人	15.7 %	190,200 円	303,000 円
3 級	主 査	33 人	9.9 %	226,400 円	348,800 円
4 級	係 長	42 人	12.7 %	259,900 円	379,800 円
5 級	課 長 補 佐	130 人	39.1 %	286,200 円	391,800 円
6 級	課 長	48 人	14.5 %	317,000 円	409,000 円
7 級	部 長	10 人	3.0 %	361,300 円	443,700 円

- (注) 1 橋本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



② 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までにける運用	橋本市		国	
	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

#### (4) 職員の手当の状況

##### ① 期末手当・勤勉手当

橋本市		和歌山県		国	
1人当たり平均支給額 (平成27年度) 1,549 千円		1人当たり平均支給額 (平成27年度) 1,616 千円		—	
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 ) 月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 0.75 ) 月分		(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 ) 月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 0.75 ) 月分		(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 ) 月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 0.75 ) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### ○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況

平成28年度中における運用	橋本市		国	
	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

##### ② 退職手当 (平成28年4月1日現在)

橋本市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%)		
1人当たり平均支給額		160 千円	21,519 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額です。

##### ③ 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成27年度決算)		112,615 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)		204,013 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
橋本市	0.7 %	540 人	6 %
東京都特別区	14.7 %	1 人	20 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		91.7 ( 96.5 )	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

④ 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成27年度決算)	10,288 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	91,045 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成27年度決算)	20.4 %
手当の種類 (手当数)	12

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成27年度決算)	左記職員に対する支給 単価
税務手当	市税の徴収事務に専ら従事する職員	市税徴収事務	458 千円	月額 3,000円
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事した職員	感染症防疫作業	0 千円	日額 500円
ケースワーカー手当	福祉事務所に勤務するケースワーカー	ケースワーカー業務	216 千円	月額 3,000円
清掃作業手当	清掃作業に従事する職員	清掃作業	2,370 千円	日額 700円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いに従事した職員	行旅死亡人の取扱い	0 千円	1件 2,000円
死犬猫等処理手当	道路上における動物(犬、猫等)死体の処理をした職員	道路上における動物(犬、猫等)死体の処理業務	368 千円	1件 1,000円
機関部作業手当	消防署に勤務する職員	機関員の業務	699 千円	普通自動車以下 月額 1,500円 大型特殊自動車 月額 3,000円
夜間特殊業務手当	消防署に勤務する職員	深夜における通信、受付業務等	3,314 千円	1回 600円
火災等非常出動手当	消防署に勤務する職員	水、火災等に伴う非常出動	431 千円	1回 500円
救急出動手当	消防署に勤務する職員	管内の救急出動	1,164 千円	昼間 150円 夜間 300円
救命救急士手当	消防署に勤務する職員で、救命救急士の業務に従事する者	救命救命士の業務	1,272 千円	月額 8,000円
防災航空隊手当	和歌山県防災航空センターの業務に従事する消防吏員	和歌山県防災航空センターの業務	0 千円	月額 30,000円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績 (平成27年度決算)	208,276 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	442 千円
支給実績 (平成26年度決算)	266,578 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	566 千円

⑥ その他の手当 （平成28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族は各6,500円（配偶者がいない場合は、そのうち1人は11,000円） 満16歳となる年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ		70,880 千円	237,853 円
住居手当	家賃が12,000円を超える借家の場合、家賃の額に応じて27,000円を限度として支給	同じ		15,352 千円	319,833 円
通勤手当	交通用具利用の場合 通勤距離が片道2km以上の場合において、その距離に応じ2,000円から31,600円までの額を支給  交通機関利用の場合 負担している運賃額（原則として6ヵ月定期券の額を6で除した額）に応じ55,000円を限度として支給	同じ		25,208 千円	54,445 円
管理職手当	その職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の25を超えない範囲内で支給	同じ		50,927 千円	628,724 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されることとなる職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要により勤務した場合、当該勤務時間が6時間を超えることとなる勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で支給	同じ		— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間あたりの給与額の100分の25に相当する額に当該勤務時間数を乗じて得た額を支給	同じ		4,361 千円	96,906 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員に支給	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合1回につき4,200円（年末年始（12月29日～翌年1月3日）に勤務した場合は3,000円を加算した額）を支給	異なる	宿日直勤務をした場合1回につき4,200円	0 千円	0 円



(5) 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	720,900 円 ( 801,000 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額 1,061,000 円 / 440,000 円	
	副 市 長	649,800 円 ( 722,000 円 )	885,000 円 / 375,000 円	
	教 育 長	581,400 円 ( 646,000 円 )	円 / 円	
報 酬	議 長	499,200 円 ( 520,000 円 )	737,000 円 / 360,000 円	
	副 議 長	451,200 円 ( 470,000 円 )	653,000 円 / 294,000 円	
	議 員	422,400 円 ( 440,000 円 )	591,000 円 / 266,000 円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長 教 育 長	(平成27年度支給割合) 4.20 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成27年度支給割合) 4.20 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	801,000円×在職月数×44/100	16,917,120円	任期毎
	教 育 長	722,000円×在職月数×30/100	10,396,800円	任期毎
	備 考	646,000円×在職月数×22/100	6,821,760円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。  
 3 特別職の給料については、平成28年1月より10%、議員の報酬については、平成28年4月より4%の減額を実施。期末手当については、減額後の給料月額等を元としています。

(6) 公営企業職員の状況

① 水道事業

ア 職員給与費の状況

7) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用に 占める職員給与費比率
27年度	千円 1,524,548	千円 241,990	千円 229,156	% 15.0	% 14.6

区分	職員数	給与費				一人当たり
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
27年度	人 24	千円 107,980	千円 9,589	千円 42,595	千円 160,164	千円 6,674

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,397

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。  
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数です。

イ) 特記事項

一般行政職と同様。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	46.3 歳	374,930 円	556,125 円
団体平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

ウ 職員の手当の状況

7) 期末手当・勤勉手当

水道事業				一般行政職			
1人当たり平均支給額 (平成27年度) 1,775 千円				1人当たり平均支給額 (平成27年度) 1,549 千円			
(平成27年度支給割合)				(平成27年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.60 月分		2.60 月分		1.60 月分	
( 1.45 ) 月分		( 0.75 ) 月分		( 1.45 ) 月分		( 0.75 ) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ) 退職手当 (平成28年4月1日現在)

水道事業			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2~20%)			定年前早期退職特例措置 (2~20%)		
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円			1人当たり平均支給額 160 千円 21,519 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ) 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成27年度決算)		5,279 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)		219,971 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
橋本市	0.7 %	21 人	0.7 %

イ) 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

水道事業に係る特殊勤務手当については、平成20年4月1日より全廃しています。

エ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成27年度決算)	4,169 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	174 千円
支給実績 (平成26年度決算)	5,591 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	233 千円

カ) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族は各6,500円 (配偶者がいない場合は、そのうち1人は11,000円) 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ		3,567 千円	254,750 円
住居手当	家賃が12,000円を超える借家の場合、家賃の額に応じて27,000円を限度として支給	同じ		746 千円	248,666 円
通勤手当	交通用具利用の場合 通勤距離が片道2 km以上の場合において、その距離に応じ2,000円から31,600円までの額を支給  交通機関利用の場合 負担している運賃額 (原則として6ヵ月定期券の額を6で除した額) に応じ55,000円を限度として支給	同じ		1,526 千円	76,286 円
管理職手当	その職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の25を超えない範囲内で支給	同じ		2,885 千円	721,308 円

管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されることとなる職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要により勤務した場合、当該勤務時間が6時間を超えることとなる勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で支給	同じ		— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間あたりの給与額の100分の25に相当する額に当該勤務時間数を乗じて得た額を支給	同じ		— 千円	— 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員に支給	同じ		— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合1回につき4,200円（年末年始（12月29日～翌年1月3日）に勤務した場合は3,000円を加算した額）を支給	同じ		— 千円	— 円

## ② 病院事業

### ア 職員給与費の状況

#### 7) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 前年度の総費用に 占める職員給与費比率
27年度	千円 7,312,963	千円 96,840	千円 3,587,627	% 49.1	% 47.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	人 312	千円 1,251,188	千円 631,829	千円 481,317	千円 2,364,334	千円 7,578

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,397

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。  
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数です。

#### 4) 特記事項

一般行政職と同様。

### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
病 院 事 業	38.1 歳	319,579 円	644,928 円
団 体 平 均	40.3 歳	324,472 円	564,232 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

### ウ 職員の手当の状況

#### 7) 期末手当・勤勉手当

病院事業		一般行政職	
1人当たり平均支給額 (平成27年度)	1,543 千円	1人当たり平均支給額 (平成27年度)	1,549 千円
(平成27年度支給割合)		(平成27年度支給割合)	
期末手当	2.60 月分	期末手当	2.60 月分
勤勉手当	1.60 月分	勤勉手当	1.60 月分
( 1.45 ) 月分	( 0.75 ) 月分	( 1.45 ) 月分	( 0.75 ) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

#### 4) 退職手当 (平成28年4月1日現在)

病院事業			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2~20%)			定年前早期退職特例措置 (2~20%)		
1人当たり平均支給額	1,816 千円	23,332 千円	1人当たり平均支給額	160 千円	21,519 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ) 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成27年度決算)		92,118 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)		295,250 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
橋本市 (医師・歯科医師以外)	6 %	277 人	0.7 %
橋本市 (医師・歯科医師)	15 %	47 人	

エ) 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成27年度決算)	221,945 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	711,360 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成27年度決算)	88 %
手当の種類 (手当数)	19

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成27年度決算)	左記職員に対する支給単価
医師、歯科医師手当	医師、歯科医師	医師、歯科医師の業務	117,989 千円	①月額 医師、歯科医師免許取得後 3年以上5年未満 50,000円 5年以上10年未満 70,000円 10年以上15年未満 100,000円 15年以上20年未満 120,000円 20年以上 150,000円  ②入院診療報酬月額等に1000分の2を乗じて得た金額
看護師手当	看護師、准看護師	看護師、准看護師の業務	8,269 千円	月額 3,800円
助産師手当	助産師	分娩業務に従事する助産師	2,680 千円	月額 20,000円
放射線技師手当	放射線技師	診療放射線技師の業務	784 千円	月額 7,000円
臨床検査技師手当	臨床検査技師	臨床検査技師の業務	540 千円	月額 4,500円
薬剤師手当	薬剤師	薬剤師の業務	192 千円	月額 2,000円
臨床工学技士手当	臨床工学技士	臨床工学技士の業務	96 千円	月額 2,000円
夜間看護手当	看護師、准看護師	看護師、准看護師の夜間業務	33,099 千円	①深夜における勤務時間が4時間以上の場合1回につき 2,400円 ②深夜における勤務時間が4時間以内の場合1回につき2,200円
院内待機手当	看護師、准看護師	看護師、准看護師の院内における待機業務	0 千円	1回につき 3,000円
夜間救急医療呼出手当	医師、その他	夜間において救急医療のため呼出を受けたとき	6,764 千円	1回につき 2,000円
病院群輪番制待機手当	医師、看護師	病院群輪番制による待機業務	3,495 千円	1回につき 土曜日の昼間 3,000円 土曜日の夜間、日曜日及び休日の昼夜 6,000円
院外待機手当	医師、その他	院外における待機業務	2,429 千円	1回につき 土曜日・日曜日・休日の昼夜、平日の夜間 1,000円 (医師)、500円 (その他)
分娩手当	産婦人科医師	分娩業務	2,880 千円	分娩1件につき10,000円
小児輪番手当	小児科医師	あんしん子育て事業	1,570 千円	あんしん子育て事業実施1回につき10,000円
麻酔手当	全身麻酔を行った麻酔科以外の医師	全身麻酔を行った手術	4,420 千円	1回につき 10,000円
救急診療手当	医師	救急で診察した患者が入院に至った場合	19,420 千円	1回につき 10,000円
予防接種手当	小児科医師	橋本市の小児科予防接種業務	1,009 千円	1回につき 500円
エックス線読影手当	放射線科医師	肺がん検診事業に係る読影	1,302 千円	1回につき 500円
時間外手術手当	脳神経外科医師	時間外等の加算 I に該当する手技を実施した医師	1,150 千円	1回につき 10,000円

わ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成27年度決算)	201,537 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	761 千円
支給実績 (平成26年度決算)	173,813 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	715 千円

か) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族は各6,500円(配偶者がいない場合は、そのうち1人は11,000円) 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ		29,608 千円	204,195 円
住居手当	借家の場合(家賃が12,000円を超える場合に限る)家賃の額に応じて27,000円(医師・歯科医師については50,000円)を限度として支給 持家の場合 新築又は購入の日から5年間は2,500円を支給、以後支給なし	同じ		26,112 千円	442,578 円
通勤手当	交通用具利用の場合 通勤距離が片道2km以上の場合において、その距離に応じ2,000円から31,600円までの額を支給 交通機関利用の場合 負担している運賃額(原則として6ヵ月定期券の額を6で除した額)に応じ55,000円を限度として支給	同じ		24,696 千円	93,194 円
管理職手当	その職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の25を超えない範囲内で支給	同じ		29,921 千円	695,833 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されることとなる職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要により勤務した場合、当該勤務時間が6時間を超えることとなる勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で支給	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間あたりの給与額の100分の25に相当する額に当該勤務時間数を乗じて得た額を支給	同じ		24,690 千円	178,913 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員に支給	同じ		0 千円	0 円

<p>宿日直手当</p>	<p>宿直勤務をした場合 医師 1回につき20,000円、医師以外の医療従事職員 1回につき7,200円、看護部管理当直職員1回につき5,900円、その他の職員 1回につき4,200円 日直勤務をした場合 医師 1回につき20,000円、医師以外の医療従事職員 1回につき7,200円、看護部管理当直職員 1回につき5,900円、その他の職員 1回につき4,200円 ただし、年未年始（12月29日～翌年1月3日）に勤務した場合は3,000円を加算した額</p>	<p>異なる</p>	<p>1回につき4,200円 （年未年始（12月29日～翌年1月3日）に勤務した場合は3,000円を加算した額）を支給</p>	<p>42,978 千円</p>	<p>588,740 円</p>
<p>研究手当</p>	<p>給料の支給を受ける医師、歯科医師に対し支給 医師、歯科医師免許を取得した日から起算した期間に応じ、それぞれ次の金額を支給 10年未満 40,000円、10年以上15年未満 60,000円、15年以上 80,000円 ただし、認定医の資格有する者にあつては、上記金額に20,000円を加算した額</p>	<p>異なる</p>	<p>制度なし</p>	<p>45,720 千円</p>	<p>972,766 円</p>



#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 一般職員の勤務時間の状況（平成28年4月1日現在）

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

##### (2) 年時有給休暇の取得状況（平成27年1月1日~平成27年12月31日）

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (d)	消化率 (b)/(a)
29,466 日	7,378 日	939 人	7.9 日	25.0 %

##### (3) 特別休暇等の種類（平成28年4月1日現在）

種類	付与日数
公民権行使	必要と認められる期間
骨髄移植	必要と認められる期間
ボランティア	5日以内
職員の結婚	7日以内
妊娠・産後の保健指導等	必要と認められる期間
産前産後	出産予定日前6週間から産後8週間の必要であると認められる期間
生理	必要と認められる期間
育児期間	1日2回45分以内又は1日1回1時間30分以内
妻の出産に伴う付き添い	2日以内
子の養育	5日以内
子の看護	5日以内
父母の祭日	1日以内
忌引き	配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母3日他
夏季	5日以内で必要と認められる期間
リフレッシュ	勤続10年1日、20年2日、30年3日
天災被害	7日以内
出勤困難	必要と認められる期間

##### (4) 介護休暇の取得者数（平成27年度）

区分	男性	女性	計
介護休暇取得者数	1	5	6

## 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数（平成27年度）

	降任	免職	休職	降給	失職
勤務成績が良くない場合					
心身の故障の場合			17		
職に必要な適格性を欠く場合					
職制・定数の改廃・予算の減少により 廃職・過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定める事由による場合					
地公法第28条第4項により失職した者					
地公法第28条第4項に基づく条例によ り失職しなかった者					

### (2) 懲戒処分者数（平成27年度）

	免職	停職	減給	戒告
給与・任用に関する不正（諸給与の 不正領得等）				
一般服務違反関係（信用失墜行為・ 欠勤・勤務態度の不良等）				
一般非行関係（金銭・異性関係等の 非行等）				
収賄等関係				
道路交通法違反				
監督責任				

## 6 職員のサービスの状況

### (1) 育児休業及び部分休業の取得者数（平成27年度）

区分	男性	女性	計
育児休業取得者数	3	20	23
部分休業取得者数		4	4

### (2) 健康診断実施状況（平成27年度）

区分	受診者数
定期健康診断	862
B型肝炎検査	0
腸内細菌検査	0

## 7 職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正に伴い、橋本市職員の退職管理に関する条例を制定し、平成28年4月1日から施行しました。

離職後に営利企業等に再就職した退職者は、離職後2年間、再就職先と本市との契約等事務において、離職前5年間の職務上の行為をする（しない）よう、現職職員へ要求又は依頼することが禁止されました。

また、再就職した課長級以上（病院企業職員を除く）の退職者は、以下の再就職情報について届出の義務があります。

### ○再就職情報

氏名

生年月日

連絡先

離職日

離職時の職

再就職日

再就職先の名称

再就職先の業務内容

再就職先における地位

## 8 職員の福祉及び利益の保護の制度

### (1) 職員互助会の事業内容（平成27年度）

会員数	897 人
掛金	10,788 千円
掛金率	1,000 円/月・一人
補助金	0 円
福利厚生事業 (補助金充当事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体育・文化事業（スポーツ大会、バスツアー等の開催、文化公演等のチケット購入助成など）</li> <li>・ 健康維持増進事業（人間ドック受診料の一部助成など）</li> <li>・ 団体助成事業（認定団体への助成及び補助）</li> </ul>
職員互助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付事業（死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金、災害見舞金、傷病見舞金、上棟祝金及び退職餞別金の給付等）</li> </ul>

### (2) 公務災害・通勤災害の認定件数（平成27年度）

区分	件数
公務災害	2
通勤災害	0

### (3) 研修状況（平成27年度）

種別	研修名等	受講者数
市研修	人権研修	657
	基本研修	539
	新規採用職員研修	17
	所属長研修	61
	課長補佐研修	0
県研修協議会研修	一般研修（一般職員研修、監督者研修、管理者研修等）	108
	専門研修（パソコン研修、政策形成能力向上研修、ビジネス文書基礎等）	37
	特別研修（幹部職員特別研修等）	1
国際文化研修所研修		0
中央研修所研修		0
全国建設研修センター		0

### (4) 公平委員会に係る業務の内容（平成27年度）

区分	認定件数
勤務条件に関する措置要求	0
不利益処分に関する不服申立	0